

## 一般社団法人日本キャリアデザイン学会役員予定者候補者推薦委員会規則

### (総則)

第1条 本規則は、一般社団法人日本キャリアデザイン学会定款第27条第1項に定める役員の選任を円滑に行うために、役員予定者候補者推薦委員会（以下、「推薦委員会」という）を設置し、運営することに関し、必要な事項を定める。

### (推薦委員会及び推薦委員)

第2条 理事会は、原則として現役員任期が終了する社員総会の半年前までに、委嘱の時点において、特別会員又は役員予定者候補者に係る被選挙権を有する正会員の中から推薦委員を委嘱する。

2 推薦委員の任期は、現役員の任期が終了する半年前から開始され、役員選挙後に行われる社員総会の終了をもって終了する。ただし、定款に定める役員数の下限を下回った場合は、任期終了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 推薦委員は役員予定者候補者となることはできない。

4 推薦委員会は、推薦委員2名以上をもって構成し、うち1名を推薦委員長とする。

5 推薦委員長は、推薦委員の互選による。

6 推薦委員会委員長は、理事長の求めがある場合は、社員総会に出席して、役員予定者候補者の選考経過及び理由について説明しなければならない。

### (任務)

第3条 推薦委員会は、役員予定者候補者を選出し、役員予定者等選挙管理委員会に推薦することを任務とする。

### (推薦委員会の職務)

第4条 推薦委員会は、公平かつ適正に留意し、定款第27条に従い、以下のことを行う。

一 理事予定者候補者については11名、監事予定者候補者については2名をそれぞれ予定者候補者として推薦することとし、候補者がこれを下回った場合は、この人数となるまで推薦する。

二 役員に欠員の生じた場合には、理事については11名、監事については2名から欠けた人数の候補者を推薦することとし、候補者がこれを下回った場合は、この人数となるまで推薦する。

2 推薦委員会は、別に定める様式に、理事予定者候補者については、①役員予定者候補

者の氏名、②所属又は職業、③学会への貢献・キャリアデザインにかかわる業績等の推薦理由を、監事予定者候補者については、①監事予定者候補者の氏名、②所属又は職業、③法人の監査又は組織管理に豊富な経験を有する等本学会の監事にふさわしい理由を記載し、選挙管理委員会に提出する。

3 推薦委員会は、役員候補者の選出にあたって、以下のことに留意する。

一 役員候補者は、委嘱の時点において、連続して5年間以上在籍し、会費の全額を納入済の正会員であって、会員情報として有効な電子メールアドレスが登録されている者でなければならないこと

二 役員候補者の研究分野や所属機関のバランスのほか、学識経験、組織運営経験、法律の専門知識、会計の専門知識等の観点についても考慮する必要があること

4 理事会は、推薦委員会の求めに応じ、役員予定者候補者に関する情報を提供しなければならない。

(秘密保持)

第5条 推薦委員は、在任中に得た役員予定者候補者の個人情報を含む重要事項を、任期満了後においても漏らしてはならない。

(改定)

第6条 本規程の改定は、理事会の決議によって行う。

(付則)

1 本規程は2019年8月10日より施行する。

2 2023年1月29日、一部改訂した。